

妊娠・出産

妊娠届と母子健康手帳（親子健康手帳）などの交付

妊娠の診断を受けたら、妊娠届を提出してください。マイナンバー（個人番号）確認、本人確認を行っています。その時に、健康診査や予防接種を受けるときに必要な母子健康手帳（親子健康手帳）と「母と子の保健バッグ」を交付します。外国籍の妊婦の方が日本語を読めない場合は、英語・中国語・ハングル・タイ語・タガログ語・ポルトガル語・インドネシア語・スペイン語・ベトナム語の母子健康手帳もあります。

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課

電話：03-5432-2446 FAX：03-5432-3102

配付窓口（日本語・英語）：

総合支所保健福祉センター健康づくり課、総合支所区民課、出張所、まちづくりセンター

受付窓口（日本語・英語・中国語・ハングル・タイ語・タガログ語・ポルトガル語・インドネシア語・スペイン語・ベトナム語）：世田谷保健所健康推進課

ネウボラ面接（妊娠期面接・妊娠8ヶ月面談・産後面接）

世田谷版ネウボラ（妊娠期からの切れ目のない支援）として、各総合支所保健福祉センター健康づくり課に保健師など専門職によるネウボラ・チームを配置し、妊娠から2歳までのお子さんをお持ちの全ての方を対象に面接を行います。妊娠・出産・育児などの不安や悩みを気軽に相談してください。面接の申し込みは電話とホームページ上に掲載し

ている妊娠期面接予約システムで受付しています。また、ネウボラ面接の際にせたがや子育て利用券を配付しています。

※子育て利用券についてはP.62参照

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課

P.22参照

出産応援ギフト

妊娠届出を提出し、妊娠期面接を受けた方には出産応援ギフト（妊婦1人あたり5万円相当のギフトカードなど）を支給しています。

お問い合わせ：世田谷区出産・子育て応援事務局（世田谷保健所健康推進課）

電話：03-6705-0258 FAX：045-683-1718

妊婦健康診査・新生児聴覚検査

■健康診査を都内の医療機関で受診できる14回分の受診票と超音波検査および子宮頸がん検診・新生児聴覚検査各1回分の受診票を交付します。（受診票に記載されている検査項目を実施した場合に、一定金額を上限として助成するものであり、医療機関での指導内容や検査項目により自己負担が発生します。）

■また、里帰りなどにより都外や国外の医療機関で受診した場合には受診票は利用できませんが、後日申請することで妊婦健康診査などに要した費用を助成する制度があります。

※妊婦健康診査受診票、超音波検査受診票、子宮頸がん検診受診票・新生児聴覚検査受診票は「母と子の保健バッグ」に入っています。

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課

電話：03-5432-2446 FAX：03-5432-3102

妊娠・分娩

妊娠申报及母子健康手册（亲子健康手册）等的发行

被诊断为怀孕后，请进行怀孕申报。申报时将确认个人号码和本人身份，并交付在健康诊查或预防接种时需要提示的母子健康手册（亲子健康手册）和“母子保健包”。对于读不懂日语的外国籍孕妇，我们还准备了英语、中文、韩国语、泰语、他加禄语、葡萄牙语、印度尼西亚语、西班牙语、越南语版本的母子健康手册。

问讯处：世田谷保健所健康推进课

电话：03-5432-2446

传真：03-5432-3102

分发部门（日语、英语）：

综合支所保健福利中心健康增进课、综合支所区民课、办事处、社区振兴中心

受理部门（日语、英语、中文、韩国语、泰语、他加禄语、葡萄牙语、印度尼西亚语、西班牙语、越南语）：

世田谷保健所健康推进课

Neuvola 面谈（孕期面谈・妊娠 8 个月面谈・产后面谈）

世田谷版 Neuvola（孕后不间断支援）是在各综合支所保健福利中心健康增进课配置由保健师等专业人士组成的 Neuvola 团队，向所有从怀孕到孩子 2 岁期间的母亲提供面谈。敬请随时咨询怀孕、分娩、育儿等方面的不安和烦恼。面谈申请通过电话和 HP 上登载的怀孕期面谈预约系统受理。另外面谈时还

会发放世田谷的育儿利用券。

※ 关于育儿利用券请参照 P.63

问讯处：

综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

分娩援助礼品

提交怀孕申报并接受孕期面谈的孕妇将获得一份分娩援助礼品（每位孕妇可获得价值 5 万日元的礼品卡等）。

问讯处：世田谷区生育援助事务局（世田谷保健所健康推进课）

电话：03-6705-0258

传真：045-683-1718

孕妇健康检查・新生儿听觉检查

■ 发给可在都内的医疗机构接受公费的健康检查的 14 次“受诊票”和超声波检查与宫颈癌检查、新生儿听觉检查各 1 次的“受诊票”（实施“受诊票”上记载的检查项目时，将以一定金额为上限给予补助，根据在医疗机构的指导内容和检查项目会发生自己负担部分。）

■ 此外，因回故乡等而在东京都外或国外的医疗机构就诊时不能利用“受诊票”，但可事后申请利用对孕妇健康检查等所需费用进行补助的制度。

※ 孕妇健康检查“受诊票”，超声波检查“受诊票”和宫颈癌检查“受诊票”，新生儿听觉检查“受诊票”票都装在“母子保健包”内。

问讯处：

世田谷保健所健康推进课

电话：03-5432-2446

传真：03-5432-3102

産前・産後歯科健康診査

指定歯科医療機関で妊娠中と出産後各1回ずつ、無料で歯科健康診査を受診できる受診券を交付します。受診券は「母と子の保健バッグ」に入っています。

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課
電話：03-5432-2442 FAX：03-5432-3102

妊娠高血圧症候群など医療費助成

妊娠高血圧症候群などにかかっている妊婦で、医療機関に入院した場合、医療費を助成します。ただし、入院日数など資格条件があります。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

保健指導票

生活保護を受けている方や住民税非課税世帯の方などを対象に、妊婦健診と産後の母と子の健診（各1回）の費用を助成します。指定病院への受診などいくつかの条件がありますのでご相談ください。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

出産費用の援助

入院などの費用を支払うことが困難な妊産婦（住民税が非課税の世帯、または前年度の区民税の所得割額が年間19,000円以下の世帯。ただし、一部除外あり）が、入院して分べんする場合は、指定病院での出産費用を援助します。在留カードをもって相談にお越しください。

※援助を受けるためには、事前申請が必要です。
お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照

世田谷区出産費助成制度

令和5年4月1日以降の出産について、出産費用の一部を助成します。（流産・死産、死別などの一部も対象）

対象：以下のいずれかにあてはまること

1. 出産児の住所が、出生日時時点で区内にあること
2. 妊娠85日以上流産・死産の場合は、
出産日時時点で母の住所が区内にあること
加入健康保険などから当該出産について出産育児一時金などの給付を受けていること

助成額：出産児1人につき5万円

申請期限：当該出産の日から1年以内（災害などやむを得ない事由のある場合を除く）

その他：令和5年3月31日までに第3子以降を出産した方について、第3子出産費助成制度の対象となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

お問い合わせ：子ども家庭課
電話：03-5432-2309 FAX：03-5432-3081

产前·产后牙科健康诊断

发放的受诊券装在“母子保健包”内，凭该券在区内指定牙科医疗机构，于怀孕期间/产后各一次，可以免费接受牙科健康诊断。

问讯处：
世田谷保健所健康推进课
电话：03-5432-2442
传真：03-5432-3102

妊娠高血压综合症等的医疗补助

因妊娠高血压综合症等住院的孕妇，可以得到医疗补助，但受住院天数等资格条件的限制。

问讯处：
综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

保健指导票

以接受生活保障的人和住民税非课税家庭为对象，补助孕妇体检和产后母子体检（各1次）的费用。包含有到指定医院就诊等几项条件，敬请咨询。

问讯处：
综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

分娩费用的援助

对于难以支付住院等费用的孕、产妇（居民税为非课税的家庭，或者上一年度区民税的所得征收额在年度19,000日元以下的家庭。但有部分例外），在住院分娩时，对在指定医院的出产费用进行补助。请携带在留卡前往咨询。

※ 获取援助需事前进行申请。
问讯处：
综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23

世田谷区分娩费用补助制度

对2023年4月1日以后的分娩补助部分分娩费用。（也适用于部分的流产、死产、孕妇死亡等情形）。

对象：符合以下任一条件者

1. 出生婴儿出生时的住址在世田谷区内
2. 妊娠85天以上的流产、死产情形中，母亲分娩当天的住址在世田谷区内
从本人加入的健康保险等领取了本次分娩的分娩育儿一次性补助

补助金额：每个出生婴儿5万日元
申请期限：从分娩日起的1年以内（因受灾等不得已的情况除外）
其他事项：在2023年3月31日之前生有第3个以上（包括第3个）孩子时，可能是第三子分娩费补助制度的对象。具体请咨询。
问讯处：儿童家庭课
电话：03-5432-2309
传真：03-5432-3081



両親学級

妊娠された方を対象に、妊娠中の健康管理や出産に必要な知識を学べる「両親学級」を開催しています（予約制）。

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課
電話：03-5432-2446 FAX：03-5432-3102

乳児期家庭訪問（赤ちゃん訪問）

生後4か月までの赤ちゃんのいるご家庭を、保健師、助産師が訪問し、育児やお母さんの健康についての相談などを行います。母子健康手帳（親子健康手帳）に添付している「出生通知票（赤ちゃん訪問連絡票）」を郵送もしくはオンライン手続きにて提出をお願いします。

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

子育て応援ギフト

乳児期家庭訪問（赤ちゃん訪問）を受けたご家庭に子育て応援ギフト（出生した子ども1人あたり10万円相当のギフトカードなど）を支給しています。

お問い合わせ：世田谷区出産・子育て応援事務局（世田谷保健所健康推進課）
電話：03-6705-0258 FAX：045-683-1718

せたがや子育て利用券

2歳までのお子様がいるご家庭に、産前・産後のサービスが利用できる「子育て利用券」（お子様1人につき1セット、額面1万円分）をネウボラ面接（妊娠期面接・産後面接）の際に配付しています。
配付場所：総合支所保健福祉センター健康づくり課 P.22 参照

お問い合わせ：世田谷保健所健康推進課
電話：03-5432-2446 FAX：03-5432-3102

産後ケア事業

お母さんと赤ちゃんとの生活リズムづくりの施設。産後4か月未満で、育児疲れや育児不安があり、家族などからの支援を受けられない母子を対象に、ショートステイ（宿泊）やデイケア（日帰り）でケアを受けたり、授乳方法や育児について助産師に相談できます。（事前登録が必要）

お問い合わせ：総合支所保健福祉センター子ども家庭支援課 P.22 参照



双亲班

以怀孕家庭为对象举办“双亲班”，学习孕期健康管理 and 分娩所需要的知识（预约制）。

问讯处：
世田谷保健所健康推进课
电话：03-5432-2446
传真：03-5432-3102

婴儿期家访（婴儿访问）

保健师和助产师访问出生 4 个月以内的婴儿家庭，接受育儿和母亲健康等方面的咨询。请通过邮寄或网络手续提交附在母子健康手册（亲子健康手册）的“出生通知卡（婴儿访问联络卡）”。

问讯处：
综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

育儿援助礼品

接受婴儿家庭访问（婴儿访问）的家庭将获得一份育儿援助礼品（每个婴儿给予价值 10 万日元的礼品卡等）。

问讯处：
世田谷区生育援助事務局（世田谷保健所健康推进课）
电话：03-6705-0258
传真：045-683-1718

世田谷育儿利用券

针对有 2 岁以内儿童的家庭，在 Neuvola 面谈（孕期面谈、产后面谈）时分发可用于产前、产后服务的“育儿利用券”（每个孩子 1 份、1 万日元面值）。

发放地点：

综合支所保健福利中心健康增进课
参照 P.23

问讯处：
世田谷保健所健康推进课
电话：03-5432-2446
传真：03-5432-3102

产后护理服务

为母亲和婴儿提供生活节奏护理的设施。

自分娩到孩子产后 4 个月未滿期间，如母亲存在育儿疲劳和对育儿方面的不安，且无法获得家属支持时，助产师能提供短期寄宿（住宿）和日间护理（当天往返）等关于哺乳方法和育儿内容的咨询。（需要事先登记）

问讯处：
综合支所保健福利中心儿童家庭支援课
参照 P.23